

事業用大規模建築物用

(事業用途に供する延床面積 3000 m<sup>2</sup>以上の建築物)

## ○羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 抜粋

(平成4年12月24日条例第43号)

最終改正:令和2年3月24日条例第4号

改正内容:令和2年3月24日条例第4号 [令和2年7月1日]

(事業者の減量義務)

第12条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は当該事業用大規模建築物の建設者が同条第6項に

違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 22 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第 23 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 21 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業系廃棄物の処理)

第 29 条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集、運搬、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却及び脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 38 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項に規定する保管場所に集めなければならない。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 56 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

## ○羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 抜粋

(平成5年3月31日規則第7号)

最終改正:令和2年3月31日規則第22号

改正内容:令和2年3月31日規則第22号 [令和2年3月31日]

(事業用大規模建築物)

第9条 条例第20条第1項に規定する事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)とは、事業用途に供する延床面積が、3,000平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第20条第2項の規定に基づき、当該建築物から排出される廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1名選任し、選任の日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(解任)届(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項の届け出に変更があった場合、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(解任)届により、市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物における減量及び再利用計画)

第11条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第20条第3項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(様式第2号)を毎年5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

(再利用対象物の保管場所)

第12条 条例第20条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と再利用対象物の保管場所を明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないものであること。
- (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 再利用対象物を品目ごとに分別して保管できるものであること。
- (4) 搬入、搬出作業が容易にできるものであること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 20 条第 6 項の規定に基づき、再利用の対象となる物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による当該建築物の確認申請前に、再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所設置届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第 17 条 条例第 38 条第 2 項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
- (4) ねずみ、蚊、はえ及びその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) 搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
- (6) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他の注意事項を表示すること。
- (7) 市による処理を受ける場合は、市の収集運搬作業の方法に適合するものであること。
- (8) その他生活環境の保全上支障の生じる恐れのないものであること。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第 49 条 条例第 56 条第 1 項に規定する大規模建築物とは、延床面積が、500 平方メートル以上の建築物又は居住用にあつては計画戸数が、10 戸以上の建築物をいう。

2 大規模建築物を建設しようとする者は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による当該建築物の確認申請前に、廃棄物保管場所設置届（様式第 21 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市の一般廃棄物処理業務の提出を受けない者は、この限りではない。

3 条例第 56 条第 2 項に規定する保管場所等の設置基準は、第 17 条によるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 居住用建築物の保管場所の面積は 1 戸につき 0.2 平方メートル（単身者用 0.1 平方メートル）以上とする。
- (2) 屋根、囲い、扉等を設け廃棄物が飛散等しない構造とする。